



代品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

#### (補修義務)

第5条 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

#### (契約不適合責任)

第6条 乙が、前条の物品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

#### (納入期限の延長)

- 第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
  - 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

#### (履行遅延)

第8条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅滞日数に応じて未済部分の契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき告示された率で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

#### (請求及び支払)

- 第9条 甲は、検査の完了後、契約金額を乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別な理由がある場合はこの限りでない。
- 2 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納入分に対し分割支払することができる。

#### (損害負担)

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

#### (契約の変更)

- 第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるとき

は、甲の相当と認めるところによるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、相手方がこの契約に基づく責務を履行しない場合、相手方に催告を行った後30日以内になお履行の事実がないと認められるときは、書面によって本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(再委託、権利義務の移転禁止)

第13条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し調達業務の全部または一部の実施を委託し、もしくは請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(明示されていない事項)

第15条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。

(機密保持)

第 16 条 乙は、この契約の履行に関し知り得た業務上の秘密を第三者に漏らし、又はこの契約に基づく債務の履行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が解除又は終了した後も、なお効力を有する。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 乙は、個人情報の取扱いに関して別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労働関係法令の遵守、報告等)

第 18 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があるとも認めるときには、乙に対して業務の運営及び実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(消費税等)

第 19 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ改正後の利率により定めるものとする。

(その他)

第 20 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 沖縄県浦添市字大平 531 番地  
沖縄県立浦添職業能力開発校  
校長 奥野 英明

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_